

放送機関の保護に関する条約（仮称）について

1. 条約の目的

インターネット時代に対応した権利を放送機関に認め、放送の不正使用等の防止を目的とするものである。

2. これまでの経緯

- (1) WIPO（世界知的所有権機関）では、1998年11月以降著作権等常設委員会（SCCR）において、各国の提案を踏まえながらインターネット時代に対応した放送機関の権利の保護に関する新たなルール作りの検討が行われている。
- (2) 我が国も第5回会合（2001年）において条約形式の提案（SCCR/5/4）を行い、第9回会合（2003年）においてインターネット放送機関の取扱いに関する論点について文書（SCCR/9/9）を提出するなど、積極的に関与してきた。
- (3) これまでに、何度か外交会議の開催について提案されてはいるものの、一部の途上国の慎重な姿勢や、各国の意見の隔たりにより、2007年には、条約採択のための外交会議の開催が提案されたものの、合意に至っていない。その後、2007年の一般総会で決定されたマンデート（シグナルベースアプローチによる、伝統的な意味での放送機関の保護）にしたがって、数年間継続して議論されたものの、具体的な進展はみられなかった。
- (4) 第23回SCCR会合において、インターネット放送を保護の対象とする南ア・メキシコ提案（SCCR/23/6）が提出され、この提案に一本化する動きも存在するところ、我が国は、インターネット放送を本条約の対象とすることは時期尚早であるとの立場（以下（参考）参照）から、そのような動きに対抗すべく、我が国は、昨年5月下旬に日本提案（SCCR/24/3）を提出した。その後第24回SCCRにおいて、SCCR議長の提案により、我が国の提案を含む形でシングルテキスト化された作業文書が作成されている。
- (5) 本議題については、我が国や米国・EUをはじめ、南ア・メキシコなどの途上国側も総じて早期の条約採択について前向きな姿勢であり、2014年の外交会議の開催を目指して、活発な議論を行っていくこととされているところである。

（参考）文化審議会著作権分科会報告書（平成18年1月）

第3章第1節 放送条約への対応の在り方について（P235-236）

③ウェブキャストの取扱い

ア これまでの議論

ウェブキャストに関しては、欧米からそれぞれ提案がなされてきた。

米国は、海賊版対策の必要性から「ウェブキャスト（インターネット放

送)を行う者を放送条約の主体として位置づけるべきである。」と主張してきた。

また、EUは、「放送機関が放送と同時にネット上でウェブキャストを行う場合には本条約の保護の対象とすべきである。」と主張してきた。

これに対し、我が国をはじめとする大部分の国は、「ウェブキャストは現在まだ実態も事業形態も明確ではないことから、本条約の対象とすることは時期尚早である。」と主張してきた。

ウェブキャストの取扱いについては、2005年4月に議長により新たに纏められた作業文書において、二つの方法が提案されている。一つは、ウェブキャストを一旦条約の保護の対象としながらも、保護の義務については、条約批准時に締約国が相互主義の原則に基づき、通告または留保の宣言を通じて一部または全部を保護する若しくは全く保護しないことを選択できる方法である。もう一つは、ウェブキャストを条約の保護の対象から一旦切り離し、それを条約に付随する法的に拘束力のある議定書(protocol)において規定すると同時に、議定書を批准するか否かについては締約国の選択に委ねる方法である。

イ 検討課題

修正前の条約テキストでは、「ウェブキャストはコンピュータネットワーク上で実質的に同時に公衆に対してアクセス可能にすること」と規定されていた。我が国の著作権法では、著作隣接権を同時送信の「放送」「有線放送」に対してのみ付与しているため、視聴者のアクセスに応じて個別に送信するウェブキャストを条約の保護の主体とすることに対しては、慎重な検討が必要であった。2005年4月の議長提案の作業文書で、ウェブキャストについては非強制的保護とされたことは、我が国のこのような考え方に沿っている。作業文書内での扱いの検討については、事業環境の変化に対応した重要な課題であることから、我が国としても、将来の国際的な議論に備えて、引き続き検討を進める必要がある。

3. 放送条約の主な論点

放送条約について、現在SCCRで議論となっている主な論点として、①伝統的放送機関が行うインターネット放送、②固定後の権利(複製権、利用可能化権等)、③インターネット上の送信に対する保護(再送信権・利用可能化権)、④放送前信号の保護、⑤暗号解除、⑥保護期間等が挙げられる。

これらの主要論点に関する各国のスタンスは、概ね別表のとおりである。

(別表)放送条約の主要論点に関する各国のスタンス

| | 伝統的放送機関が行うインターネット放送に対する保護 | | | 放送されたものに対するインターネット上の送信に関する支分権(再送信権・利用可能化権) | 固定後の権利(複製権、利用可能化権等) | 放送前信号の保護 | 暗号解除 | 保護期間 |
|--------------------|------------------------------------|---|-------------------------------|--|---------------------|----------|------|--------|
| | 放送されたコンテンツをインターネット放送(同時配信サイマルキャスト) | 放送されたコンテンツをインターネット放送(オンデマンド、キャッチアップサービス等) | オリジナルコンテンツをインターネット放送(ウェブキャスト) | | | | | |
| 日本(日本提案) | - | - | - | ○ | ○ | ○ | - | ○(50年) |
| 南ア・メキシコ | ○ | ? | ? | ○ | 南ア:× メキシコ:○ | ○ | ○? | ? |
| 米国 | ○? | ? | ? | ○ | × | ○ | ○? | ? |
| EU | ○ | ? | ? | ○ | ○ | ○ | ? | ○ |
| インド | × | × | × | × | × | ○ | ○ | × |
| ブラジル (条約自体に消極的) | ? | ? | ? | ? | ? | ? | ? | ? |
| ローマ条約 | × | × | × | × | 固定権・複製権 | × | × | ○(20年) |
| TRIPS | × | × | × | × | 固定権・複製権 | × | × | × |
| 日本法 | × | × | × | ○(送信可能化権) | 固定権・複製権 | × | × | ○(50年) |